

公益財団法人日本セーリング連盟 サーバー利用及びホームページ運用規程

目的

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）ホームページは、連盟定款にもとづくその目的を達成する事業のひとつであり、連盟の本来の事業と密接に関連し、日本のみならず世界へその活動と情報を発信し、又多くの協力者からの意見と情報を収集する為に運用される。

運用

1. ドメイン名は `jsaf.or.jp` とする。JPNIC へ正式登録され、登録は毎年自動的に更新される。
2. サーバーの担当部門は総務委員会とし、サーバーの管理運営ならびに各加盟団体、特別加盟団体のサーバー利用申込及びその料金の管理を行う。サーバーの管理運営は、連盟事務局長及び総務委員長が指名した協力会社に業務委託する。
3. ホームページ担当部門は広報委員会とし、連盟事務局長及び広報委員長が指名したウェブマスターならびに委員で構成される。
4. ホームページ掲載内容に付いては、その事業目的にふさわしい内容のみとし、ウェブマスターは内容についての検閲の権限を有し、その理由を通知することにより独善的に削除することが出来る。
5. 各加盟団体、特別加盟団体は希望により、連盟所有のサーバー内に独自のウェブサイト作成ができる。そのサブディレクトリーおよびアクセスパスワードは、ウェブマスターより付与される。登録パスワードは、ウェブマスターと各団体で管理する。但し、各団体が独自のドメインアドレスを入手し、それを連盟所有のサーバー内で運用することも可能である。

管理責任

6. 連盟各委員会は、その活動内容と情報を発信する義務があり、その内容を都度ウェブマスターもしくは連盟事務局に正確に改定依頼をし、速やかな情報発信に努める。
7. 各加盟団体、特別加盟団体の当該サブディレクトリーへのアップロード、内容メンテナンスは、当該団体の責任でおこない、ウェブマスターおよび連盟事務局は関知しないものとする。
8. ウェブマスターは、連盟インデックスページの企画、作成とメンテナンス及び CGI プログラム、パスワード管理を行う。同時に、各団体、委員会に対してページ作成の教育を行う。
9. `head@jsaf.or.jp` に入信する一般会員もしくは非会員からの問い合わせに対しては、連盟事務局で関係委員会へ転送することとする。

同報メールアドレスの管理

10. 各サブディレクトリーに対し、個別のメールアドレスをアサインする。このメールアドレスは発信、受信が可能で、希望により複数の個人メールアドレスに同報が可能である。

広告

11. 連盟及びその委員会では、広告料収入のための協賛企業もしくは個人を募集することが出来、各加盟団体、特別加盟団体の了解を得ずに掲載できる。各団体においても協賛企業の広告が可能であるが、その団体のページのみにしか掲載できない。一般広告のメニューならびに料金は、広報委員会で年に一度ホームページへのアクセス数を勘案したうえで決めるものとする。

料金

12. 各加盟団体、特別加盟団体に対し、サーバー使用料金として、使用初年度は年間 5,000 円を徴収する。また次年度以降は前年度のハードディスク使用量の月平均を算出し、以下に従って徴収する。

- ◆ハードディスク使用量 10MB 以下・・・・・・・・・・年間 5,000 円
 - ◆ハードディスク使用量 10MB 以上 100MB 未満・・・・・・・・年間 10,000 円
 - ◆ハードディスク使用量 100MB 以上 500MB 未満・・・・・・・・年間 20,000 円
- なお一団体につき、500MB を超える使用はできないものとする。

附則 本規程は平成 11 年 5 月 20 日制定
平成 24 年 12 月 8 日改訂
平成 27 年 9 月 5 日改訂